

橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例(令和7年橋本市条例第41号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 高野口中学校移転改築検討委員会(以下「委員会」という。)の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。